

寒川町介護保険条例等の改正及び要綱の新規制定について

1 寒川町介護保険条例の一部改正

(1) 介護保険料に関する事項（平成30年4月1日施行）

第7次寒川町高齢者保健福祉計画の策定に伴い、介護保険の第1号被保険者に係る保険料を改める。

(2) 過料に関する事項（公布の日より施行）

介護保険法の一部改正に伴い、正当な理由なしに質問検査に応じなかった場合の過料の規定が改められ、第2号被保険者の配偶者や世帯員等に対し質問検査権が及ぶようになったため、条例を同様の内容に改める。

(3) 介護保険料の段階の判定に関する事項（平成30年4月1日施行）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いるように改める。

2 寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例の一部改正

寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の一部改正

認知症に関する施策の総合的な推進等に関する事項（平成30年4月1日施行）

介護保険法の一部改正に伴い、介護保険法第5条の2がこれまで1項建てだったものが3項建てになったため、条例の中で引用する部分を改める。

3 寒川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正

主任介護支援専門員の定義に関する事項（公布の日より施行）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員についての規定が改められたため、条例を同様の内容に改める。

4 寒川町介護保険法施行細則の一部改正

寒川町介護保険条例施行規則の一部改正

(1) 利用者負担の見直しに関する事項（平成30年8月1日施行）

介護保険法の一部改正に伴い、介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を3割とすることとされたため、例規中で利用者負担の割合や居宅介護サービス費等の支給額、これらを前提とした災害等による利用者負担の特例について言及している箇所について、3割負担のケースに対応した内容に改める。

(2) 災害減免に関する事項（平成30年4月1日施行）

現行の災害減免に関する規定は、所得制限、年金からの仮徴収に係る取扱いや減免期間が不明確であり、他課の減免規定と比べて扱いにくく、住民に対して説明のしづらい内容であるため、他課や他市町村の内容を踏まえ社会情勢等にあった内容に改める。（詳細は未定）

5 寒川町認知症初期集中支援推進事業実施要綱の新規制定

寒川町地域ケア会議設置要綱の一部改正

認知症初期集中支援事業に関する事項（平成30年4月1日施行）

介護保険法に規定する認知症総合支援事業の中の認知症初期集中支援推進事業を行うための要綱を制定し、関連する要綱を改正する。

〔認知症初期集中支援推進事業：認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築する。〕

6 寒川町指定サービス事業者等の監査実施要綱の一部改正

介護医療院の創設に関する事項（平成30年4月1日施行）

介護保険法の一部改正に伴い介護医療院等に関する規定が追加されたため、町の監査対象に介護医療院等を加える。

7 寒川町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正

利用者負担の見直しに関する事項（平成30年8月1日施行）

介護保険法の一部改正に伴い、介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を3割とすることとされたため、例規中で利用者負担の割合や居宅介護サービス費等の支給額について言及している箇所について、3割負担のケースに対応した内容に改める。

8 その他

居宅サービスの一部に係る費用の受領について、被保険者に代わり委任された事業者が行うこと（受領委任払い）を開始するための規定の制定を予定。（詳細は検討中）